

那覇市 GIGA スクール学習者用端末の購入②に係る制限付一般競争入札の実施について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条第 1 項の規定に基づき、制限付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 及び那覇市契約規則（平成 26 年那覇市規則第 59 号）第 4 条第 1 項の規定により、次のように公告する。

那覇市長 城間 幹子



1 入札に付する事項

- (1) 件 名：那覇市 GIGA スクール学習者用端末の購入②
- (2) 数 量：別添「仕様書」のとおり
- (3) 納入場所：別添「仕様書」のとおり
- (4) 仕 様：別添「仕様書」のとおり
- (5) 端末納入期限：令和 5 年 2 月 28 日(火)
- (6) 契約代金の支払い：受注者が履行完了後、受注者の請求を発注者が受理した日から起算して 30 日以内に代金を支払う。

2 入札参加資格要件

入札公告日から開札日までの間、次に定める資格を全て満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項に定める者に該当しないこと。
- (2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められた者にあつては、入札参加停止期間を経過していること。
- (3) 営業に関し法令上資格等を必要とする場合であつては、それらの資格等を有していること。
- (4) 令和 4 年 10 月 1 日において、引き続き 2 年以上同種の営業を営んでおり、かつ、入札時において引き続き営業していること。
- (5) 市町村税並びに消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (6) 代表者又は役員、代理又は媒介をする者その他の関係者が次のいずれにも該当すること。

ア 暴力団(那覇市暴力団排除条例(平成 24 年那覇市条例第 1 号。以下「暴排条例」という)第 2 条第 1 号の暴力団をいう。以下同じ)の関係者又は暴力団員(暴排条例第 2 条第 2 号の暴力団員をい

う。以下同じ)でないこと。

イ 暴力団又は暴力団員の統制下でないこと。

ウ 暴力団及び暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。

(7) 那覇市内に本店又は支店等を有していること。

ただし、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第2条第2号の欧州連合の者（以下「欧州連合の者」という）については、この限りではない。

3 入札参加資格審査申請

制限付一般競争入札に参加しようとする者（欧州連合の者を含む）は、（様式1）「入札参加資格審査申請書兼入札参加申請書」に次に掲げる書類のうち必要な書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。ただし、本市法制契約課が管理する「令和4年度・5年度那覇市物品購入等入札参加資格者名簿」に登録されている者（以下「登録業者」という）は、第2号から第13号までの書類の提出を免除する。

なお、公告に定める日までに申請書及び添付書類を提出しない者、又は入札参加資格要件を満たしていないことが確認された者は、当該入札に参加することができない。

(1) (様式1)入札参加資格審査申請書兼入札参加申請書

(2) (様式2)情報通信機器整備に係る取引実績表（令和4年10月1日までの直近2年分の実績）

(3) (様式3)社屋（店舗）の写真等

(4) (様式4)誓約書

(5) (様式5)使用印鑑届

(6) 印鑑証明書

(7) 市町村税納税証明書（滞納のない証明書）

(8) 消費税納税証明書（滞納のない証明書）

(9) 財務諸表（貸借対照表、損益計算書）

(10) 定款（法人のみ）

(11) 登記事項証明書

法人：履歴事項全部証明書 個人：登記されていないことの証明

(12) 身分証明書（個人のみ）

(13) 官公需適格組合証明書及び組合員名簿（官公需適格組合のみ）

(14) その他市長が必要と認める書類

※ 印鑑証明書や登記事項証明書等の各証明書は、令和4年10月1日以降に発行されたものを提出すること。

4 契約条項を示す場所 那覇市立教育研究所及び那覇市立教育研究所ホームページ内

5 申請方法

(1) 申請期限：令和4年10月28日(木) 正午まで

(2) 申請先：那覇市立教育研究所

(3) 申請方法

ア 登録業者

(様式1)「入札参加資格審査申請書兼入札参加申請書」をメール又はFAX送信にて申請前に事前に教育研究所に送付して確認を受け、申請書(原本)を申請期限(10/28 正午必着)までに持参又は郵送すること。メール又はFAX送信後は、必ず教育研究所へ確認の電話をすること。

イ 登録業者以外

(様式1)「入札参加資格審査申請書兼入札参加申請書」をメール又はFAX送信にて申請前に事前に教育研究所に送付して確認を受け、申請書(原本)及び関係書類を申請期限(10/28 正午必着)までに持参又は郵送すること。メール又はFAX送信後は、必ず教育研究所へ確認の電話をすること。

※ 郵送方法は、日本国内からの郵送については特に本市から指定はない。(書留類・レターパック・宅配便など利用可)

※ 海外からの郵送については、郵便追跡サービスのある国際スピード郵便(EMS)のみとする。

6 入札の日時など

(1) 日 時：令和4年10月31日(月) 15時開始

(2) 場 所：那覇市立教育研究所 会議室

(3) 入札時提出書類

ア 入札書(本市様式)

イ 代理人が入札する場合にあっては委任状(本市様式)

ウ 登録業者のうち、「(様式1)入札参加資格審査申請書兼入札参加申請書」原本を未提出の者は、その原本を提出すること。

※ 様式については、那覇市ホームページよりダウンロードすること。

(4) 入札書の記載方法

入札書には、自己の見積もった金額の110分の100に相当する金額を記載すること。この金額に100分の10に相当する金額を加算した金額(この金額に1円未満の端数が生じた時は、その端数金額を切り捨てる)が契約金額となる。

7 入札保証金

那覇市契約規則第8条第1項第2号の規定に基づき免除する。

8 契約保証金

契約金額の100分の10以上とする。ただし、契約者が、保険会社との間に本市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したときは免除とする。

9 入札の無効に関する事項

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する資格のない者がした入札
- (2) 委任状を持参しない代理人がした入札
- (3) 入札書が所定の日時まで提出されない入札
- (4) 同一事項について、2通以上の入札書が提出された入札
- (5) 入札者が他の者の代理を兼ね、又は代理人が2人以上の者の代理をしてなした入札
- (6) 連合その他不正行為によってなされたと認められる入札
- (7) 入札書の表記金額を訂正した入札、又は¥マークの記載がない入札
- (8) 入札書に記名押印を欠いた入札
- (9) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭で判読できない入札
- (10) 入札書の日付を欠いた入札、又は入札の年月日と合わない入札
- (11) 鉛筆等容易に消去可能な筆記用具を使用した入札
- (12) 再度入札（2回目・3回目の入札）の前の入札に不参加の者がした入札
- (13) 郵送による入札
- (14) その他入札に関する条件に違反した入札

10 落札者の決定の方法

- (1) 予定価格以内で最低価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。
- (2) 同額の入札を行った入札参加者が2人以上いる場合は、くじにより落札者を決定する。
- (3) 落札者は、提示した契約書の内容で契約することを条件とする。

11 入札説明会

- (1) 日 時：令和4年10月18日（火）16時開始
- (2) 場 所：那覇市立教育研究所 会議室

※ 入札説明会に参加しない事業者であっても入札に参加することができることに留意。

12 質問の方法・回答

(1) 質問の方法

(別紙①)質問書に質問内容を記載し、下記担当者宛てメール又はFAXにて提出すること。メール又はFAX送信後、必ず、確認の電話をすること。

(2) 質問期限

令和4年10月21日(金) 正午まで

(3) 質問に対する回答

令和4年10月24日(月) 15時までに、教育研究所のホームページに回答を掲載する。

13 同等品の確認方法・回答

(1) 同等品確認の方法

(別紙②)同等品確認明細書に内容を記載し、同等品の仕様が確認できるカタログ等の写しを添えて、下記担当者宛てメール又はFAXにて提出すること。メール又はFAX送信後、必ず、確認の電話をすること。なお、仕様書に示す基準物品で応札する場合は同等品確認明細書の提出は不要とする。

(2) 提出期限

令和4年10月26日(水) 正午まで

(3) 同等品確認に対する回答

令和4年10月27日(木) 15時までに、同等品確認明細書を提出した当該業者に対し、メール又はFAXにて回答をすること。

14 新型コロナウイルス感染症拡大防止に関すること

(1) 入札の際は、次の事項について留意すること。

ア 入札参加者は、必ずマスクを持参のうえ着用すること。

イ 入札参加者は、入札会場入室前に体温測定を受けること。37.5度以上の体温が検知された者は、入札に参加することができないものとする。入札参加予定者が体調不良（発熱や悪寒等）の場合は、必ず代理の者に交代して入札に臨むこと。

ウ 入札会場の入室前に、備え付けの消毒薬で手指消毒をすること。

エ 入札会場への集合時刻は、指定の入札時刻の5分前程度とし、入札参加者間で座席の距離をとること。

(2) 新型コロナウイルス感染症の拡大状況によっては、当該入札を延期または中止する可能性がある。当該入札を延期または中止する場合は、本市担当者から入札参加者全員へ連絡するものとする。

15 その他

- (1) 提出された書類は返却しない。
- (2) 那覇市立教育研究所は駐車場がないため、入札、入札説明会及び書類提出の際は公共交通機関等を利用すること。
- (3) 台風等により路線バスの運行が停止となった場合、開札日時の2時間前までにバスの運行が開始されなければ、開札は延期となる場合がある。延期後の日程は追って那覇市立教育研究所のホームページに掲載する。

16 お問い合わせ先

那覇市立教育研究所 情報支援グループ

担当：平良俊弥

T E L : 098-917-3524 F A X : 098-886-7043

Eメール：johoshien@naha-c.nahaken-okn.ed.jp